

産後ケア～償還払い制度～

里帰りで、熱海市外に長期滞在をしている産婦さんに必見です。他自治体の産後ケアを利用した場合に利用費用のうち、一部費用が助成される制度ができました。

対象者

- ① 申請時点で熱海市に住民登録がある方
- ② 産後に熱海市以外の自治体や医療機関が実施する産後ケアを利用された方



内容

日帰り(デイケア)	対象 : 生後 0～4 か月未満 利用 : 最大 2 日間
宿泊(ショートステイ)	対象 : 生後 0～4 か月未満 利用 : 最大 4 泊 5 日
訪問	対象 : 産後 4 か月以内 利用 : 2 回目まで

利用方法

- ① 利用希望日より前に健康づくり課までご連絡(電話・メール・QRコード)ください。

※お急ぎの場合は、電話にて下記までご連絡ください。

- ② 健康づくり課で審査を行い、「承認」された場合は、通知をご自宅、または医療機関に送付いたします。利用先の施設に提出してください。
- ③ 産後ケア利用後、施設への窓口支払いは実費になります。
- ④ 償還払い(費用の一部助成)の手続きをすすめます。期限内に下記書類を揃え、健康づくり課までご申請ください。



<持ち物> 母子健康手帳・領収書の原本・通帳・印鑑・身分証明書

※産後ケア利用後、母子健康手帳の指定ページ(産後ケアの記録)に実施先の施設から実施記録を記載してもらってください。償還払いに必要となります。

<申請期限> 利用から 6 か月以内

<償還金額>

宿泊(ショートステイ)	1 泊の助成上限金額 29,750 円 ^{※1}
日帰り(デイケア)	1 日の助成上限金額 9,500 円 ^{※1}
訪問	1 回の助成上限金額 6,000 円

※1 市民税非課税世帯の方の助成限度額

宿泊 : 1 泊の助成限度金額 30,250 円

日帰り : 1 回の助成限度金額 10,000 円

《 お問い合わせ 》

熱海市役所 健康づくり課

TEL:0557-86-6293

メール:kenkozukuri@city.atami.shizuoka.jp